



2025年1月11日

各 位

会 社 名 NEC ネットエスアイ株式会社  
代 表 者 名 代表取締役執行役員会長兼CEO 牛島 祐之  
(コード：1973 東証プライム市場)  
問 合 せ 先 経営企画部長 並木 順之  
T E L (03-4212-1000)

**当社親会社である日本電気株式会社による当社普通株式に対する  
公開買付けの結果に関するお知らせ**

当社の支配株主(親会社)である日本電気株式会社は、当社の普通株式(以下「当社普通株式」といいます。)に対する公開買付けを2024年10月30日から2025年1月10日まで実施していましたが、その結果について、同社より添付資料のとおり報告を受けましたので、お知らせいたします。

なお、当社普通株式につきましては、公開買付けの結果を受け、所定の手続きを経て上場廃止となる見込みであります。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできなくなりますことを併せてお知らせいたします。

以上

(添付資料)

2025年1月11日付 「NEC ネットエスアイ株式会社(証券コード：1973)に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」



2025年1月11日

各位

会社名 日本電気株式会社  
代表者名 取締役代表執行役社長兼CEO 森田 隆之  
(コード番号6701 東証プライム)  
問合せ先 ステークホルダーリレーション部長 浦田 征洋  
(TEL 03-3798-2931)

**NECネットエスアイ株式会社株式(証券コード1973)に対する  
公開買付けの結果に関するお知らせ**

日本電気株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、2024年10月30日よりNECネットエスアイ株式会社(以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者普通株式」といいます。)を対象とした金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施していましたが、本公開買付けが2025年1月10日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 日本電気株式会社  
所在地 東京都港区芝五丁目7番1号

(2) 対象者の名称

NECネットエスアイ株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	72,461,155株	10,153,605株	一株
合計	72,461,155株	10,153,605株	一株

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(10,153,605株)に満たない場合は、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」という。)の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(10,153,605株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、本公開買付けにおいて公開買付者が取得する可能性のあった対象者普通株式の最大数である72,461,155株を記載しております。これは、対象者が2024年11月1日に提出した第93期半期報告書に記載された2024年9月30日現在の発行済株式総数(149,321,421株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(339,971株)を控除した株式数(148,981,450株)(以下「本基準株式数」といいます。)から、2024年10月30日現在の公開買付者が所有する対象者普通株式数(57,320,295株)及び公開買付者が公開買付者退職給付信託(三井住友信託銀行株式会社を受託者(株式会社日本カストディ銀行に再信託)とする退職給付信託をいいます。以下同じとします。)に拠出している対象者普通株式数

(19,200,000株)を控除した株式数(72,461,155株)です。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い本公開買付けに係る買付け等の期間(以下「公開買付け期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2024年10月30日(水曜日)から2025年1月10日(金曜日)まで(47営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、3,300円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(10,153,605株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の数の合計(33,576,254株)が買付予定数の下限(10,153,605株)以上となりましたので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書(その後提出された公開買付け届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じとします。)に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第30条の2に規定する方法により、2025年1月11日に株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	33,576,254(株)	33,576,254(株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—
合計	33,576,254	33,576,254
(潜在株券等の数の合計)	(—)	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	765,202 個	(買付け等前における株券等所有割合 51.36%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1,100,965 個	(買付け等後における株券等所有割合 73.90%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0%)
対象者の総株主等の議決権の数	1,488,634 個	

- (注1) 「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」には、2024年10月30日現在公開買付者が所有する株券等(57,320,295株)に係る議決権の数(573,202個)及び令第7条第1項第3号に基づき公開買付者の所有に準ずる株券等に該当する公開買付者退職給付信託に拋出している株券等(19,200,000株)に係る議決権の数(192,000個)の合計を記載しております。「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」には、2024年10月30日現在公開買付者が所有する株券等(57,320,295株)に買付け等を行う株券等(33,576,254株)を加えた株式数(90,896,549株)に係る議決権の数(908,965個)及び令第7条第1項第3号に基づき公開買付者の所有に準ずる株券等に該当する公開買付者退職給付信託に拋出している株券等(19,200,000株)に係る議決権の数(192,000個)の合計を記載しております。
- (注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において、府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、2024年11月1日に提出した第93期半期報告書に記載された2024年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数(148,981,450株)に係る議決権の数(1,489,814個)を分母として計算しております。
- (注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算  
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日  
2025年1月20日(月曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する売付け等の申込みをされた方(以下「応募株主等」といいます。)(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、オンライントレード(<https://trade.smbcnikko.co.jp/>)からの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の

場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、公開買付者が2024年10月29日に公表した「NECネットエスアイ株式会社株式(証券コード1973)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容(2024年12月11日付「NECネットエスアイ株式会社株式(証券コード1973)に対する公開買付けに係る公開買付期間延長のお知らせ」及び2024年12月20日付「NECネットエスアイ株式会社株式(証券コード1973)に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」での変更内容を含みます。)から変更はありません。

なお、公開買付者は、本公開買付けの結果を受け、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続を実施することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、当該手続が実行された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。対象者株式が上場廃止となった後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。今後の手続については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

### 4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

日本電気株式会社

(東京都港区芝五丁目7番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

以 上

### 【勧誘規制】

本資料は、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本資料は、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘又は購入申込みもしくは勧誘に該当するものでも、その一部を構成するものでもなく、本資料（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

### 【その他の国】

国又は地域によっては、本資料の発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

### 【将来予測】

本資料及び本資料の参照書類には日本電気株式会社（以下「NEC」といいます。）及び連結子会社を中心とする関係会社で構成されるNECグループの戦略、財務目標、技術、製品、サービス、業績等に関する将来予想に関する記述が含まれています。将来予想は、NECが金融商品取引所や関東財務局長等の規制当局に提出する他の資料及び株主向けの報告書その他の通知に記載されている場合があります。これらの記述は、現在入手可能な仮定やデータ、方法に基づいていますが、そうした仮定やデータ、方法は必ずしも正しいとは限らず、NECは予想された結果を実現できない場合があります。また、これら将来予想に関する記述は、あくまでNECの分析や予想を記述したものであって、将来の業績を保証するものではありません。このため、これらの記述を過度に信頼することは控えるようお願いします。また、これらの記述はリスクや不確定な要因を含んでおり、様々な要因により実際の結果とは大きく異なりうることをあらかじめご了承ください。実際の結果に影響を与える要因には、（1）経済動向、為替変動、金利変動及び市況変動、（2）感染症の流行による悪影響、（3）中期経営計画を達成できない可能性、（4）売上及び収益の期間毎の変動、（5）企業買収・事業撤退等が期待した利益をもたらさない可能性、（6）戦略的パートナーとの提携関係の悪化、又は戦略的パートナーの製品・サービスに関連する問題が生じる可能性、（7）海外事業の拡大が奏功しない可能性、（8）技術革新への対応又は新技術の商品化ができない可能性、（9）競争の激化にさらされる可能性、（10）特定の主要顧客への依存、（11）新規事業の成否、（12）製品・サービスの欠陥による責任追及又は不採算プロジェクトの発生、（13）供給の遅延等による調達資材等の不足又は調達コストの増加、（14）事業に必要な知的財産権等の取得の成否及びその保護が不十分である可能性、（15）第三者からのライセンスが取得又は継続できなくなる可能性、（16）顧客の財務上の問題に伴い負担する顧客の信用リスクの顕在化、（17）優秀な人材を確保できない可能性、（18）資金調達力が悪化する可能性、（19）内部統制、法的手続、法的規制、環境規制、情報管理等に関連して行政処分や司法処分を受ける可能性又は多額の費用、損害等が発生する可能性、（20）実効税率若しくは繰延税金資産に変更が生じる可能性又は不利益な税務調査を受ける可能性、（21）コーポレート・ガバナンス及び企業の社会的責任に適切に対応できない可能性、（22）自然災害、公衆衛生上の問題、武装勢力やテロリストによる攻撃等が発生する可能性、（23）退職給付債務にかかる負債及び損失等が発生する可能性、（24）のれんの減損損失が発生する可能性、（25）本資料において予定している取引が成功裏に完了しない可能性、（26）本資料において予定している取引から期待される利益が実現しない可能性等があります。新たなリスクや不確定要因は随時生じるものであり、その発生や影響を予測することは不可能であります。また、本資料中の将来予想は、本日時点でNECが有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、NECは、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正する義務を負うものではありません。本資料及び本資料の参照書類に含まれるNECの経営目標は、予測や将来の業績に関する経営陣の現在の推定を表すものではなく、NECが事業戦略を遂行することにより経営陣が達成しようとする目標を表すものです。本資料及び本資料の参照書類に含まれる記述は、有価証券の募集を構成するものではありません。いかなる国・地域においても、法律上、証券の登録が必要となる場合は、有価証券の登録を行う場合又は登録の免除を受ける場合を除き、有価証券の募集又は売出しを行うことはできません。